

NEDO における技術評価について

1. NEDO における技術評価の位置付けについて

NEDO の研究開発の評価は、プロジェクト/制度の実施時期毎に事前評価、中間評価、終了時評価及び追跡評価が行われ、研究開発のマネジメントにおける PDCA サイクル（図 1）の一角と位置づけられています。さらに情勢変化の激しい今日においては、OODA ループを構築し、評価結果を計画や資源配分へ適時反映させることが必要です。

評価結果は、被評価プロジェクト/制度等の資源配分、事業計画等に適切に反映させることにより、事業の加速化、縮小、中止、見直し等を的確に実施し、技術開発内容やマネジメント等の改善、見直しを的確に行っていきます。

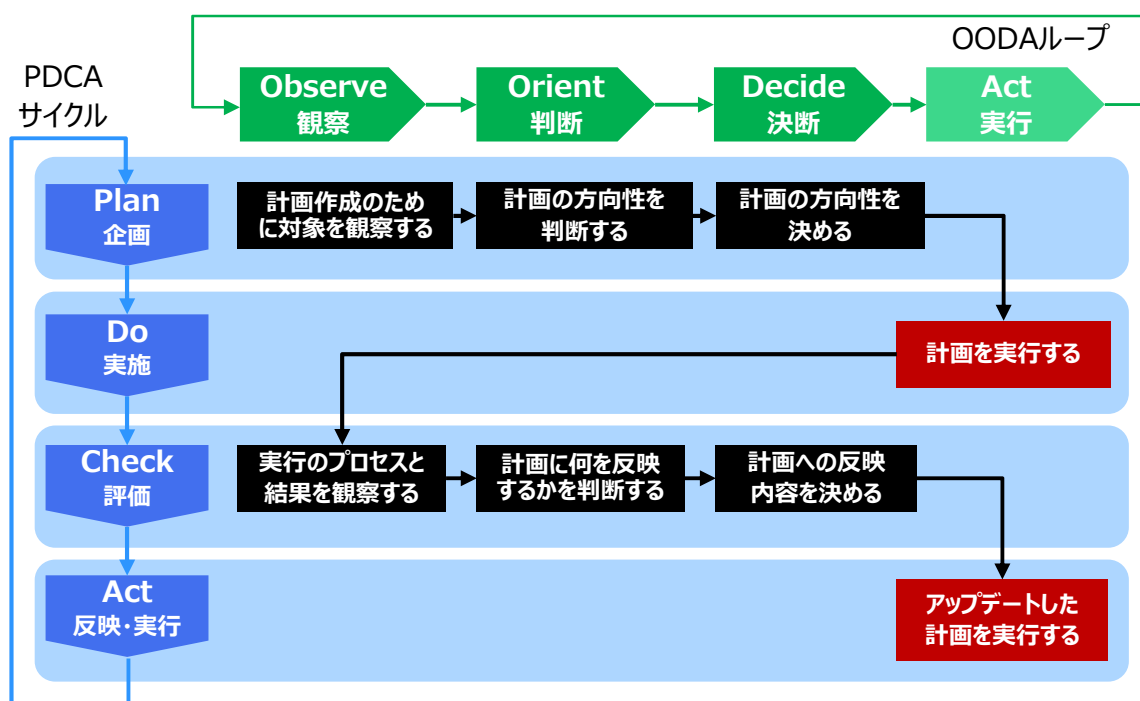


図 1 研究開発マネジメント PDCA サイクルと OODA ループ組み合わせ例

2. 技術評価の目的

NEDO では、次の 3 つの目的のために技術評価を実施しています。

- (1)業務の高度化等の自己改革を促進する。
- (2)社会に対する説明責任を履行するとともに、経済・社会ニーズを取り込む。
- (3)評価結果を資源配分に反映させ、資源の重点化及び業務の効率化を促進する。

3. 技術評価の共通原則

技術評価の実施に当たっては、次の5つの共通原則に従って行います。

- (1) 評価の透明性を確保するため、評価結果のみならず評価方法及び評価結果の反映状況を可能な限り被評価者及び社会に公表する。なお、評価結果については可能な限り計量的な指標で示すものとする。
- (2) 評価の明示性を確保するため、可能な限り被評価者と評価者の討議を奨励する。
- (3) 評価の実効性を確保するため、資源配分及び自己改革に反映しやすい評価方法を採用する。
- (4) 評価の中立性を確保するため、可能な限り外部評価又は第三者評価のいずれかによって行う。
- (5) 評価の効率性を確保するため、研究開発等の必要な書類の整備及び不必要な評価作業の重複の排除等に務める。

4. プロジェクト評価/制度評価の実施体制

プロジェクト評価/制度評価については、図2に示す実施体制で評価を実施しています。

- ① 研究開発プロジェクト/制度の技術評価を統括する研究評価委員会をNEDO内に設置。
- ② 評価対象プロジェクト/制度毎に当該技術の外部の専門家、有識者等からなる分科会を研究評価委員会の下に設置。
- ③ 同分科会にて評価対象プロジェクト/制度の技術評価を行い、評価（案）を取りまとめる。
- ④ 研究評価委員会の上で報告を得て評価が確定され、理事長に報告。

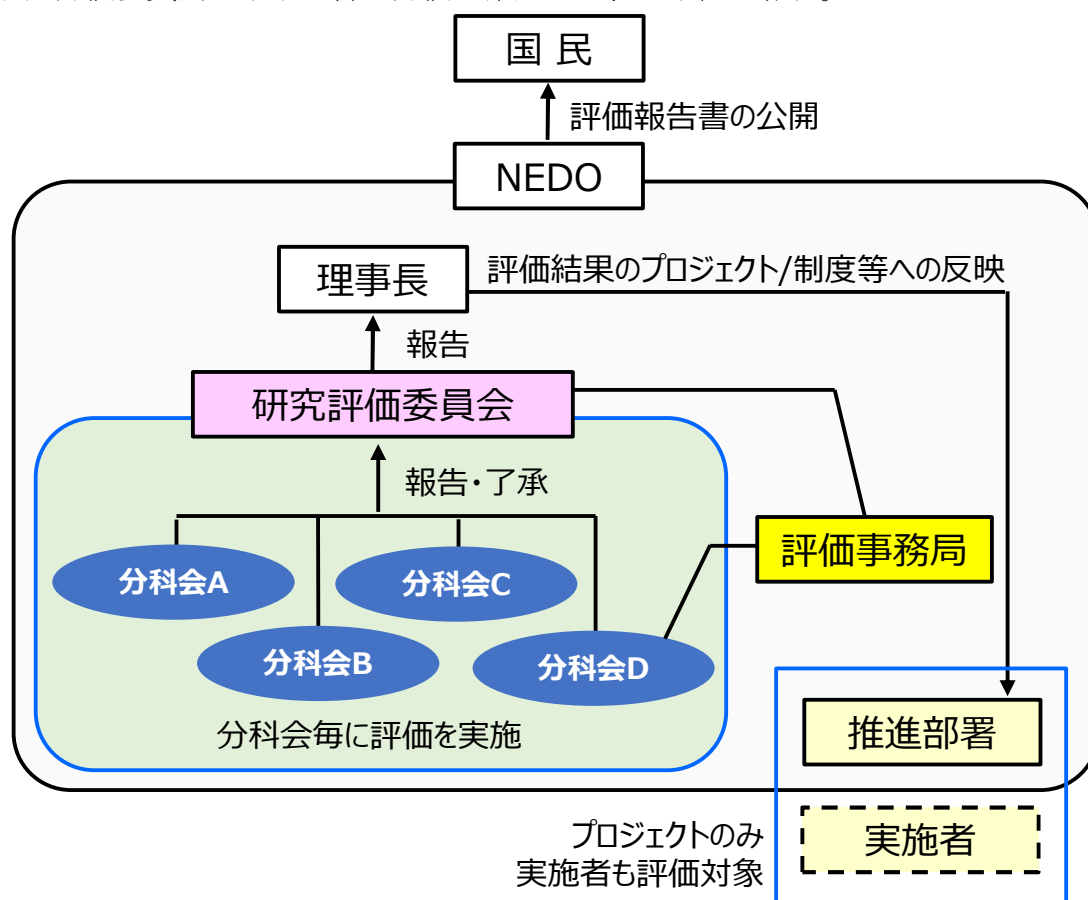


図2 評価の実施体制

5. 評価手順

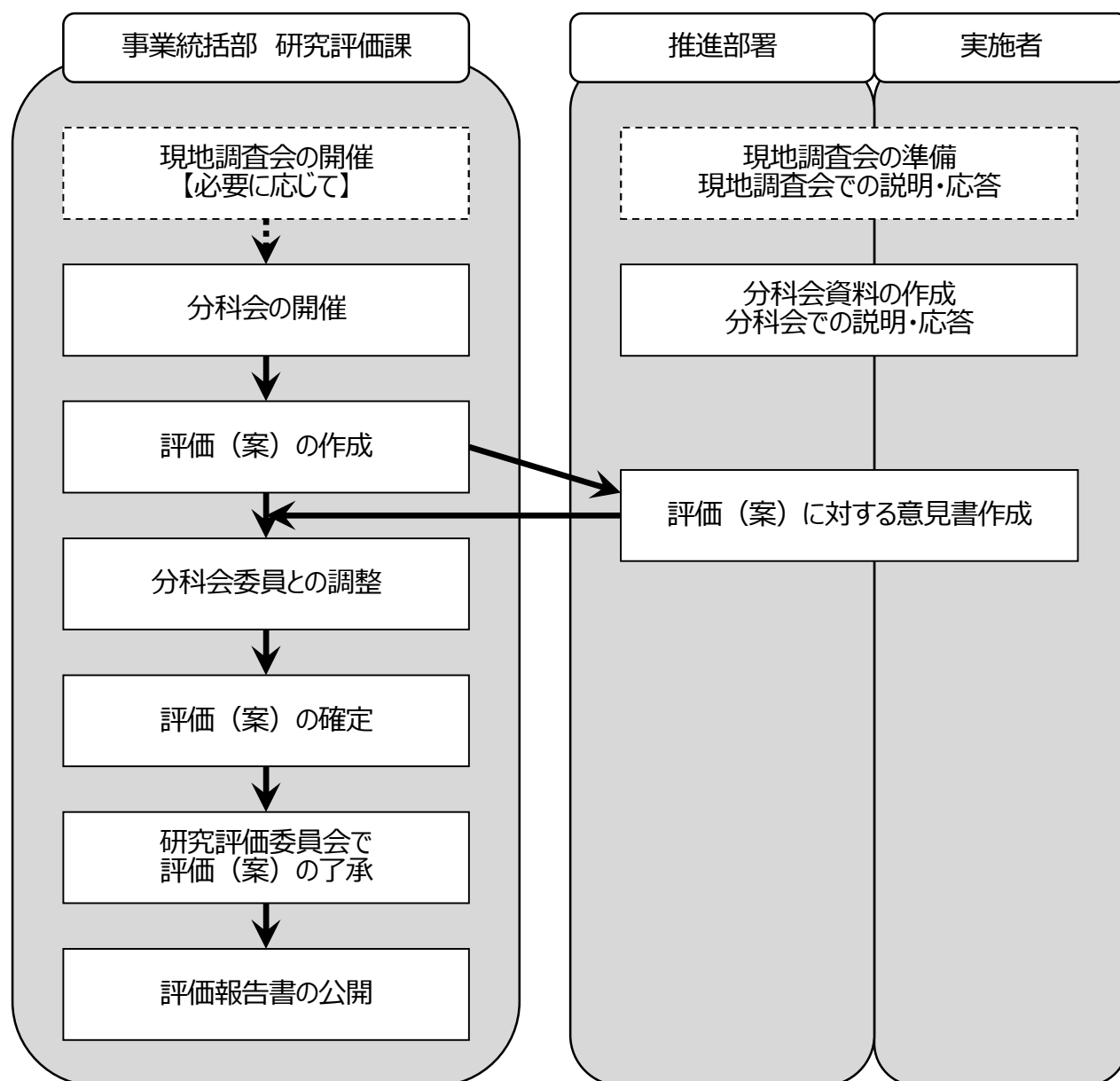


図3 評価作業フロー

研究評価委員会

「ムーンショット型研究開発事業」（中間評価）制度評価分科会に係る

評価項目・評価基準

注：「プログラム」とは、「ムーンショット型研究開発事業」のムーンショット型研究開発事業目標 4

「2050 年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」のことである。

注：「プロジェクト」とは、公募した各テーマのことであり、その構成をポートフォリオと呼ぶ。

1. 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋

(1) 本事業の位置づけ・意義

- ・本プログラムが目指す将来像（ビジョン・目標）や上位のムーンショット型研究開発事業制度全体（目標 1～目標 10）及び関連する政策・施策における位置づけが明確に示された上で、それらの目的達成にどのように寄与するかが明確に示されているか。
- ・外部環境（内外の技術・市場動向、制度環境、政策動向等）の変化を踏まえてもなお、本プログラムは真に社会課題の解決に貢献し、経済的価値が高いものであり、国において実施する意義があるか。

(2) アウトカム達成までの道筋

- ・「アウトカム達成までの道筋」※の見直しの工程において、外部環境の変化及び当該研究開発により見込まれる社会的影響等を考慮しているか。

※ 「アウトカム達成までの道筋」を示す上で考慮すべき事項

- ・将来像（ビジョン・目標）の実現に向けて、安全性基準の作成、規制緩和、実証、標準化、規制の認証・承認、国際連携、広報など、必要な取組が網羅されていること。
- ・官民の役割分担を含め、誰が何をどのように実施するのか、時間軸も含めて明確であること。
- ・本プログラム終了後の自立化を見据えていること。
- ・幅広いステークホルダーに情報発信するための具体的な取組が行われていること。

- ・大胆な発想に基づく挑戦的かつ革新的な取り組みか。（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点⑦）

(3) 知的財産・標準化戦略

- ・オープン・クローズ戦略は、実用化・事業化を見据えた上で、研究データを含め、クローズ領域とオープン領域が適切に設定されており、外部環境の変化等を踏まえてもなお、妥当か。
- ・本プロジェクトの参加者間での知的財産の取扱い（知的財産の帰属及び実施許諾、体

制変更への対応、プロジェクト終了後の権利・義務等）や市場展開が見込まれる国での権利化の考え方は、オープン・クローズ戦略及び標準化戦略に整合し、研究開発成果の事業化に資する適切なものであるか。

- ・標準化戦略は、事業化段階や外部環境の変化に応じて、最適な手法・視点（デジュール、フォーラム、デファクト）で取り組んでいるか。

2. 目標及び達成状況

(1) アウトカム目標及び達成見込み

- ・外部環境の変化及び当該研究開発により見込まれる社会的影響等を踏まえてアウトカム指標・目標値を適切に※見直しているか。
- ・アウトカム目標の達成の見込みはあるか（見込めない場合は原因と今後の見通しは妥当か）。
- ・費用対効果の試算（国費投入総額に対するアウトカム）は妥当か。

※ アウトカム目標を設定する上で考慮すべき事項

- ・本プログラムが目指す将来像（ビジョン・目標）と関係のあるアウトカム指標・目標値（市場規模・シェア、エネルギー・CO₂削減量など）及びその達成時期が適切に設定されていること。
- ・アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果が優れていること。
- ・アウトカム目標の設定根拠は明確かつ妥当であること。
- ・達成状況の計測が可能な指標が設定されていること。

- ・ムーンショット目標達成等に向けた本プログラムの研究開発の今後の見通しはあるか。（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点③）
- ・国民との科学・技術対話に関する取組（結果）は妥当か。（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点⑨）

(2) アウトプット目標及び達成状況

- ・外部環境の変化及び当該研究開発により見込まれる社会的影響等を踏まえてアウトプット指標・目標値を適切に※見直しているか。
- ・中間目標は達成しているか。未達成の場合の根本原因分析や今後の見通しの説明は適切か。
- ・副次的成果や波及効果等の成果で評価できるものがあるか。
- ・オープン・クローズ戦略や実用化・事業化の計画を踏まえて、必要な論文発表、特許出願等が行われているか。

※ アウトプット目標を設定する上で考慮すべき事項

- ・アウトカム達成のために必要なアウトプット指標・目標値及びその達成時期が設

定されていること。

- ・技術的優位性、経済的優位性を確保できるアウトプット指標・目標値が設定されていること。
- ・アウトプット指標・目標値の設定根拠が明確かつ妥当であること。
- ・達成状況の計測が可能な指標（技術スペックと TRL[※]の併用）により設定されていること。

※TRL：技術成熟度レベル（Technology Readiness Levels）の略。

- ・ムーンショット目標達成等に向けた本プログラムの研究開発の進捗状況は妥当か。
（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点②）

3. マネジメント

(1) 実施体制

- ・執行機関（METI/NEDO/AMED 等）は適切か。効果的・効率的な事業執行の観点から、他に適切な機関は存在しないか。
- ・実施者は技術力及び実用化・事業化能力を発揮しているか。
- ・指揮命令系統及び責任体制は有効に機能しているか。
- ・実施者間での連携、成果のユーザーによる関与など、実用化・事業化を目指した体制となっているか。
- ・個別事業の採択プロセス（公募の周知方法、交付条件・対象者、採択審査の体制等）は適切か。
- ・本プロジェクトとして、研究データの利活用・提供方針等は、オープン・クローズ戦略等に沿った適切なものか。また、研究者による適切な情報開示やその所属機関における管理体制整備といった研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保に係る取組をしているか。
- ・ムーンショット目標達成等に向けたポートフォリオは妥当か。（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点①）
- ・NEDO の PD（プログラムディレクター）／PM（プロジェクトマネージャー）等の活動に対する支援は妥当か。（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点⑩）

(2) 受益者負担の考え方

- ・委託事業の場合、委託事業として継続することが適切[※]か。補助事業の場合、現状の補助率の設定を続けていくことが適切[※]か。

※ 適切な受益者負担の考え方

- ・委託事業は、「事業化のために長期間の研究開発が必要かつ事業性が予測できない[※]、又は、海外の政策動向の影響を大きく受けるために民間企業では事業化の成否の判断が困難な場合において、民間企業が自主的に実施しない研究開発・実証研

究」、「法令の執行又は国の政策の実施のために必要なデータ等を取得、分析及び提供することを目的とした研究開発・実証研究」に限られていること。

※「長期間」とは、技術特性等によって異なるものの「研究開発事業の開始から事業化まで10年以上かかるもの」を目安とする。「事業性が予測できない」とは、開発成果の収益性が予測不可能であり、民間企業の経営戦略に明確に記載されていないものとする。

・補助事業は、事業化リスク（事業化までの期間等）に応じて、段階的に補助率を低減させていくなど、補助率が適切に設計されているものであること。

- ・産業界との連携・橋渡しの状況（民間資金の獲得状況（マッチング）、スピンアウトを含む）は妥当か。（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点⑤）

(3) 研究開発計画

- ・外部環境の変化及び当該研究開発により見込まれる社会的影響等を踏まえ、アウトプット目標達成に必要な要素技術、要素技術間での連携、スケジュールを適切に見直しているか。
- ・研究開発の進捗を管理する手法は適切か（WBS*等）。進捗状況を常に関係者が把握しており、遅れが生じた場合、適切に対応しているか。

※ WBS：作業分解構造(Work Breakdown Structure)の略。

- ・研究開発の継続又は中止を判断するための要件・指標、ステージゲート方式による個別事業の絞り込みの考え方・通過数などの競争を促す仕組みを必要に応じて見直しているか。
- ・PD（プログラムディレクター）のマネジメント状況（ポートフォリオ管理、PM（プロジェクトマネージャー）への指揮・監督、機動性・柔軟性等を含む）は妥当か。（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点④）
- ・国際連携による効果的かつ効率的な推進か。（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点⑥）
- ・研究資金の効果的・効率的な活用（官民の役割分担及びステージゲートを含む）になっているか。（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点⑧）

(参考) ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針から抜粋

【評価の視点】

外部評価は主に以下の視点によるものとし、本視点に基づき、各研究推進法人は、関係府省と連携して、詳細な評価基準を別に定めるものとする。

プログラムに関する評価

- ① MS 目標達成等に向けたポートフォリオの妥当性
- ② MS 目標達成等に向けたプログラムの研究開発の進捗状況
- ③ MS 目標達成等に向けたプログラムの研究開発の今後の見通し
- ④ PD のマネジメントの状況（ポートフォリオ管理、PM への指揮・監督、機動性・柔軟性等を含む）
- ⑤ 産業界との連携・橋渡しの状況（民間資金の獲得状況（マッチング）、スピンアウトを含む）
- ⑥ 国際連携による効果的かつ効率的な推進
- ⑦ 大胆な発想に基づく挑戦的かつ革新的な取組
- ⑧ 研究資金の効果的・効率的な活用（官民の役割分担及びステージゲートを含む）
- ⑨ 国民との科学・技術対話に関する取組
- ⑩ 研究推進法人の PD/PM 等の活動に対する支援

評点法の実施について

1. 評点法の目的、利用

- 評価結果を分かりやすく提示すること
- 評価結果を取りまとめる際の議論の参考
- 評価結果を補足する資料

2. 評点方法

(1) 評点の付け方と判定基準

- 各評価基準について4段階（A、B、C、D）で評価する。
- 判定基準は以下の通り。考慮事項を踏まえて、判定基準に従って評点付けを行う。

評価項目・基準

1. 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋
 - (1) 本事業の位置づけ・意義
 - (2) 社会実装までの道筋
 - (3) 知的財産・標準化戦略
2. 目標及び達成状況
 - (1) アウトカム目標及び達成見込み
 - (2) アウトプット目標及び達成状況
3. マネジメント
 - (1) 実施体制
 - (2) 受益者負担の考え方
 - (3) 研究開発計画

判定基準

- | | |
|----------------------------------|----|
| ・ 評価基準に適合し、非常に優れている | →A |
| ・ 評価基準に適合しているが、より望ましくするための改善点もある | →B |
| ・ 評価基準に一部適合しておらず、改善すべき点がある | →C |
| ・ 評価基準に適合しておらず、抜本的な改善が必要である | →D |

(2) 評点法実施のタイミング

- 分科会において、各委員へ評価付けを依頼する。
- 評価（案）を確定する前に評点結果を委員に提示し、評点の確認及び修正を依頼する。
- 評価（案）の確定に合わせて、評点の確定を行う。

(3) 評点結果の開示

- 評点法による評点結果を開示するが、個々の委員記入の結果（素点）については、「参考」として公表（匿名）する。
- 評点法による評価の開示については、評点のみが一人歩きすることのないように慎重に対応する。
- 具体的には、表による結果の掲示等、評価の全体的な傾向がわかるような形式をとることとする。

※評点の表示例は資料 4-5 に示す。

資料 4 - 4

研究評価委員会
「ムーンショット型研究開発事業」（中間評価）制度評価分科会に係る
評価コメント及び評点票

委員名 ○○ ○○ 様

分科会直前に本フォームの電子ファイルをメール送付しますので、ご記入のうえ、下記期日までに担当宛にメール添付にてご返送をお願い致します。

コメント記載・評点付けの際の留意点：

1. 分科会での説明・配布資料等（事業原簿、基本計画、パワーポイント資料）に基づき、評価コメントの作成及び評点付けをしてください。
2. 評点付けは、各評価基準について4段階（A、B、C、D）で評価してください。
3. 評価コメントは、各評価基準ごとに、妥当である理由、改善すべき理由や提言などについて、可能な限り具体的に、できれば1つの文章はできるだけ短く、「能動態」「である」調で記載をお願いします。また、記載いただいた各記入欄の文章は、取りまとめの際にばらばらに配置しますので、各記入欄中の文章には「上述の」等の表記はなさないようご留意願います。
4. 当該基準に関する資料・発表内容等に、特にご指摘事項が無い場合、評価コメントは記入いただく必要はありませんが、評価コメントは評価対象事業等をより良いものとするためのご助言でもあることをご理解願います。
5. 評価コメントは評価報告書に無記名で掲載・公開されますが、以下の場合は、コメントの趣旨に反しない範囲で、評価事務局からコメントの変更等をお願いする場合があります。
 - ・知的財産保護のため非公開とすべき事項
 - ・自主的企業活動に影響を及ぼすおそれのある事項
 - ・個人情報に関すること
 - ・差別的表現
 - ・事実と相異なる意見
 - ・日本語表記のゆれ、誤字、脱字
 等

何卒、適正な評価実現のため、ご理解、ご協力をお願い致します。

記

期 限： 2024年10月9日（水）まで
送付先： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
事業統括部 研究評価課 板倉 裕之 宛

以上

- ・評価基準に適合し、非常に優れている → A
- ・評価基準に適合しているが、より望ましくするための改善点もある → B
- ・評価基準に一部適合しておらず、改善すべき点がある → C
- ・評価基準に適合しておらず、抜本的な改善が必要である → D

【判定基準】

【お願い】

- ・「粹」の大きさととらわれずコメントをお願いいたします。
- ・「1. 意義・アウトカム達成までの道筋」
関連事業との連携がとれる体制になっている場合は、積極的にコメントをお願いします。
- ・「3. マネジメント」
前身事業の評価分科会もしくは前回中間評価分科会での指摘事項を適切に反映されている場合は、積極的にコメントをお願いします。

【注】

- ・「プログラム」とは、「ムーンショット型研究開発事業」のムーンショット型研究開発事業目標4「2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」のことである。
- ・「プロジェクト」とは、公募した各テーマのことであり、その構成をポートフォリオと呼ぶ。

評価項目・評価基準（中間評価）	評点 (ABCD)	コメント（肯定的意見）	コメント（問題点・改善点・今後への提言）
1. 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋			
(1) 本事業の位置づけ・意義	（評点）	（肯定的意見）	（問題点・改善点・今後への提言）
・本プログラムが目指す将来像（ビジョン・目標）や上位のムーンショット型研究開発事業制度全体（目標1～目標10）及び関連する政策・施策における位置づけが明確に示された上で、それらの目的達成にどのように寄与するかが明確に示されているか ・外部環境（内外の技術・市場動向、制度環境、政策動向等）の変化を踏まえてもなお、本プログラムは真に社会課題の解決に貢献し、経済的価値が高いものであり、国において実施する意義があるか。			
(2) アウトカム達成までの道筋			
・「アウトカム達成までの道筋」※の見直しの工程において、外部環境の変化及び当該研究開発により見込まれる社会的影響等を考慮しているか。 ※ 「アウトカム達成までの道筋」を示す上で考慮すべき事項 ・将来像（ビジョン・目標）の実現に向けて、安全性基準の作成、規制緩和、実証、標準化、規制の認証・承認、国際連携、広報など、必要な取組が網羅されていること。 ・官民の役割分担を含め、誰が何をどのように実施するのか、時間軸も含めて明確であること。 ・本プログラム終了後の自立化を見据えていること。 ・幅広いステークホルダーに情報発信するための具体的な取組が行われていること。 ・大胆な発想に基づく挑戦的かつ革新的な取り組みか。 （ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点⑦）			
(3) 知的財産・標準化戦略			
・オープン・クローズ戦略は、実用化・事業化を見据えた上で、研究データを含め、クローズ領域とオープン領域が適切に設定されており、外部環境の変化等を踏まえてもなお、妥当か。 ・本プロジェクトの参加者間での知的財産の取扱い（知的財産の帰属及び実施許諾、体制変更への対応、プロジェクト終了後の権利・義務等）や市場展開が見込まれる国での権利化の考え方は、オープン・クローズ戦略及び標準化戦略に整合し、研究開発成果の事業化に資する適切なものであるか。 ・標準化戦略は、事業化段階や外部環境の変化に応じて、最適な手法・視点（デジュール、フォーラム、デファクト）で取り組んでいるか。			

2. 目標及び達成状況			
(1) アウトカム目標及び達成見込み	(評点)	(肯定的意見)	(問題点・改善点・今後への提言)
・ 外部環境の変化及び当該研究開発により見込まれる社会的影響等を踏まえてアウトカム指標・目標値を適切に[※]見直しているか。 ・ アウトカム目標の達成の見込みはあるか（見込めない場合は原因と今後の見通しは妥当か）。 ・ 費用対効果の試算（国費投入総額に対するアウトカム）は妥当か。 ※ アウトカム目標を設定する上で考慮すべき事項 ・ 本プログラムが目指す将来像（ビジョン・目標）と関係のあるアウトカム指標・目標値（市場規模・シェア、エネルギー・CO2 削減量など）及びその達成時期が適切に設定されていること。 ・ アウトカムが実現した場合の日本経済や国際競争力、問題解決に与える効果が優れていること。 ・ アウトカム目標の設定根拠は明確かつ妥当であること。 ・ 達成状況の計測が可能な指標が設定されていること。 ・ ムーンショット目標達成等に向けた本プログラムの研究開発の今後の見通しはあるか。 （ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点③） ・ 国民との科学・技術対話に関する取組（結果）は妥当か。 （ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点⑨）			
(2) アウトプット目標及び達成状況			
・ 外部環境の変化及び当該研究開発により見込まれる社会的影響等を踏まえてアウトプット指標・目標値を適切に[※]見直しているか。 ・ 中間目標は達成しているか。未達成の場合の根本原因分析や今後の見通しの説明は適切か。 ・ 副次的成果や波及効果等の成果で評価できるものがあるか。 ・ オープン・クローズ戦略や実用化・事業化の計画を踏まえて、必要な論文発表、特許出願等が行われているか。 ※ アウトプット目標を設定する上で考慮すべき事項 ・ アウトカム達成のために必要なアウトプット指標・目標値及びその達成時期が設定されていること。 ・ 技術的優位性、経済的優位性を確保できるアウトプット指標・目標値が設定されていること。 ・ アウトプット指標・目標値の設定根拠が明確かつ妥当であること。 ・ 達成状況の計測が可能な指標（技術スペックとTRL[※]の併用）により設定されていること。 ※TRL：技術成熟度レベル（Technology Readiness Levels）の略。 ・ ムーンショット目標達成等に向けた本プログラムの研究開発の進捗状況は妥当か。 （ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点②）			

3. マネジメント			
(1) 実施体制	(評点)	(肯定的意見)	(問題点・改善点・今後への提言)
・ 執行機関（METI/NEDO/AMED 等）は適切か。効果的・効率的な事業執行の観点から、他に適切な機関は存在しないか。 ・ 実施者は技術力及び実用化・事業化能力を発揮しているか。 ・ 指揮命令系統及び責任体制は有効に機能しているか。 ・ 実施者間での連携、成果のユーザーによる関与など、実用化・事業化を目指した体制となっているか。 ・ 個別事業の採択プロセス（公募の周知方法、交付条件・対象者、採択審査の体制等）は適切か。 ・ 本プロジェクトとして、研究データの利活用・提供方針等は、オープン・クローズ戦略等に沿った適切なものか。また、研究者による適切な情報開示やその所属機関における管理体制整備といった研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保に係る取組をしているか。 ・ ムーンショット目標達成等に向けたポートフォリオは妥当か。 （ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点①） ・ NEDOのPD（プログラムディレクター）／PM（プロジェクトマネージャー）等の活動に対する支援は妥当か。（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点⑩）			
(2) 受益者負担の考え方			
・ 委託事業の場合、委託事業として継続することが適切^{※1}か。補助事業の場合、現状の補助率の設定を続けていくことが適切^{※1}か。 ※1 適切な受益者負担の考え方 ・ 委託事業は、「事業化のために長期間の研究開発が必要かつ事業性が予測できない^{※2}、又は、海外の政策動向の影響を大きく受けるために民間企業では事業化の成否の判断が困難な場合において、民間企業が自主的に実施しない研究開発・実証研究」、「法令の執行又は国の政策の実施のために必要なデータ等を取得、分析及び提供することを目的とした研究開発・実証研究」に限られていること。 ※2「長期間」とは、技術特性等によって異なるものの「研究開発事業の開始から事業化まで10年以上かかるもの」を目安とする。「事業性が予測できない」とは、開発成果の収益性が予測不可能であり、民間企業の経営戦略に明確に記載されていないものとする。 ・ 補助事業は、事業化リスク（事業化までの期間等）に応じて、段階的に補助率を低減させていくなど、補助率が適切に設計されているものであること。 ・ 産業界との連携・橋渡しの状況（民間資金の獲得状況（マッチング）、スピンアウトを含む）は妥当か。（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点⑤）			
(3) 研究開発計画			
・ 外部環境の変化及び当該研究開発により見込まれる社会的影響等を踏まえ、アウトプット目標達成に必要な要素技術、要素技術間での連携、スケジュールを適切に見直しているか。 ・ 研究開発の進捗を管理する手法は適切か（WBS[※]等）。進捗状況を常に関係者が把握しており、遅れが生じた場合、適切に対応しているか。 ※ WBS：作業分解構造（Work Breakdown Structure）の略。 ・ 研究開発の継続又は中止を判断するための要件・指標、ステージゲート方式による個別事業の絞り込みの考え方・通過数などの競争を促す仕組みを必要に応じて見直しているか。 ・ PD（プログラムディレクター）のマネジメント状況（ポートフォリオ管理、PM（プロジェクトマネージャー）への指揮・監督、機動性・柔軟性等を含む）は妥当か。 （ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点④） ・ 国際連携による効果的かつ効率的な推進か。 （ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点⑥） ・ 研究資金の効果的・効率的な活用（官民の役割分担及びステージゲートを含む）になっているか。（ムーンショット型研究開発制度の運用・評価指針に基づく評価の視点⑧）			

研究評価委員会「ムーンショット型研究開発事業」（中間評価）制度評価分科会
評価報告書の構成について

1. 評価書の目次

下記目次の第1章を委員会でまとめる。

目次

はじめに

審議経過

分科会委員名簿

研究評価委員会委員名簿

第1章 評価

1. 評価

1.1 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋

1.2 目標及び達成状況

1.3 マネジメント

（参考）分科会委員の評価コメント

2. 評点結果

第2章 評価対象事業に係る資料

1. 事業原簿

2. 分科会公開資料

参考資料1 分科会議事録及び書面による質疑応答

参考資料2 評価の実施方法

第1章 1. 評価

分科会の総意としての評価結果を枠内に掲載している。なお、「(参考) 分科会委員の評価コメント」に、各分科会委員の指摘事項を参考として列記している。

(1) 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋

【評価コメントの取りまとめ方】

委員のコメントを要約し、分科会としての見解として整理する。

- ① 後ろのページの「(参考) 分科会委員の評価コメント」に委員コメントを転記する（明らかな誤字は修正）し、「ポツ」などで匿名表示する。
- ② 枠内に委員のコメントを要約し、分科会の見解として整理する。基本的に肯定的意見は前段に、問題点・改善点、今後への提言は後段にまとめる。

(2) 目標及び達成状況

同上

(3) マネジメント

同上

(参考) 分科会委員の評価コメント

(1) 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋

【肯定的意見】

・

【問題点・改善点・今後に対する提言】

・

(2) 目標及び達成状況

【肯定的意見】

・

【問題点・改善点・今後に対する提言】

・

(3) マネジメント

【肯定的意見】

・

【問題点・改善点・今後に対する提言】

・

2. 評点法による評価結果 (中間評価の場合)

評価項目・評価結果		各委員の評価							評点
1. 意義・アウトカム（社会実装）達成までの道筋									
(1) 本事業の位置付け・意義		A	A	A	A	A	B	A	2.9
(2) アウトカム達成までの道筋		A	A	A	A	A	B	A	2.9
(3) 知的財産・標準化戦略		A	A	A	A	B	B	A	2.7
2. 目標及び達成状況									
(1) アウトカム目標及び達成見込み		A	A	A	A	A	B	A	2.9
(2) アウトプット目標及び達成状況		A	A	A	A	A	B	A	2.9
3. マネジメント									
(1) 実施体制		A	A	A	A	B	B	A	2.7
(2) 受益者負担の考え方		A	A	A	A	A	A	A	3.0
(3) 研究開発計画		A	A	A	A	A	B	A	2.9

《判定基準》
A：評価基準に適合し、非常に優れている。
B：評価基準に適合しているが、より望ましくするための改善点もある。
C：評価基準に一部適合しておらず、改善が必要である。
D：評価基準に適合しておらず、抜本的な改善が必要である。

(注) 評点は A=3、B=2、C=1、D=0 として事務局が数値に換算・平均して算出。